

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税
更正処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成24年6月7日棄却・不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年11月5日判決、本資料2
60号-192・順号11548)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年8月24日判決、本資料2
61号-142・順号11732)

決 定

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	赤井 文彌 笹浪 恒弘 甲斐中 辰夫 横田 高人 齊藤 貴一 深瀬 仁志
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	大野 真樹

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分取消等請求事件につ
いて、同裁判所が平成23年8月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上
告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認
又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成24年6月7日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇